附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中企業内容等の開示に関する内閣府令第二条及び第十九条第二項第二号の二の改正規定並びに次条及び附則第三条の規定は、令和元年七月一日から施行する。

（企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の企業内容等の開示に関する内閣府令第十九条第二項第二号の二の規定は、当該規定の施行の日以後に開始する有価証券の募集又は売出し（金融商品取引法第四条第一項に規定する有価証券の募集又は売出しをいう。以下同じ。）について適用し、同日前に開始した有価証券の募集又は売出しについては、なお従前の例による。

（企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正に伴う罰則の適用に関する経過措置）

第三条　第一条中企業内容等の開示に関する内閣府令第十九条第二項第二号の二の改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

府令・省令

○内閣府、総務省、厚生労働省、法務省、財務省、経済産業省、国土交通省、農林水産省、令第一号

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第二十条及び犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成二十年政令第二十号）第十六条第一項の規定に基づき、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和元年六月二十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　石田　真敏
法務大臣　山下　貴司
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　根本　匠
農林水産大臣　**吉**川　貴盛
経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成二十年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号、別記様式第四号及び別記様式第五号の備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附　則

この命令は、令和元年七月一日から施行する。

省令

○厚生労働省農林水産省令第二号

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年六月二十一日

厚生労働大臣　根本　匠
農林水産大臣　**吉**川　貴盛

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法施行規則の一部を改正する省令

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法施行規則（平成十年厚生省農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別記様式第１号（日本産業規格Ａ４）（第１条第１項関係）	別記様式第１号（日本工業規格Ａ４）（第１条第１項関係）
（略）	（略）
別記様式第２号（日本産業規格Ａ４）（第２条第１項関係）	別記様式第２号（日本工業規格Ａ４）（第２条第１項関係）
（略）	（略）
別記様式第２号の２（日本産業規格Ａ４）（第３条の２で準用する第２条第１項関係）	別記様式第２号の２（日本工業規格Ａ４）（第３条の２で準用する第２条第１項関係）
（略）	（略）